

平成 27 年 3 月 6 日  
厚生労働省労働基準局  
労災保険業務課

## 労災特別介護援護事業に係る委託契約の変更について

### 1 事案の概要

労災特別介護援護事業は、国が全国 8 か所に設置した労災特別介護施設の運営を委託する事業であり、施設の運営に当たっては施設入居者から入居費を徴収している。この入居費は「施設利用料」（ホテルコスト）と「介護費」（要介護状態にある施設入居者から徴収）からなり、その額は各労災特別介護援護事業委託契約書で定めている。

介護費の額は労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の介護（補償）給付の最高限度額と同額を徴収しているところ、今般、下記 2 の労災保険制度の改正に併せて変更する必要があることから、委託契約の変更を行う必要がある。

### 2 制度改正の内容

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行による介護（補償）給付等の最高限度額の引上げ（詳細については別添 1 参照）

ア 改正の内容	介護（補償）給付等の額について、0.27%のプラス改定
イ 公布日	平成 27 年 3 月下旬
ウ 施行日	平成 27 年 4 月 1 日

### 3 契約変更の内容

各労災特別介護援護事業委託契約書の別添 6「労災特別介護施設入居費一覧」の変更（変更委託契約書（案）については別添 2 参照、原委託契約書（抄）については別添 3 参照）

# 労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要

## <改正の趣旨>

- 労働者災害補償保険法では、業務上の事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護(補償)給付として支給。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の介護手当の支給限度額との均衡を考慮して設定。これらは、人事院の国家公務員の給与勧告率にあわせて改定。
- 今般、平成26年度の人事院勧告により、平成27年度から0.27%のプラス改定が行われることから、介護(補償)給付の最高限度額及び最低保障額を見直す。
- また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの)の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直す。

### 労働者災害補償保険法に基づく介護(補償)給付

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>104,570円</u> (104,290円)	<u>56,790円</u> (56,600円)
随時介護を要する者	<u>52,290円</u> (52,150円)	<u>28,400円</u> (28,300円)

### 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>104,570円</u> (104,290円)	<u>56,790円</u> (56,600円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>78,430円</u> (78,220円)	<u>42,590円</u> (42,450円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>52,290円</u> (52,150円)	<u>28,400円</u> (28,300円)

※( )内は現行額

施行期日：平成27年4月1日